

An aerial photograph showing a wide river flowing through a densely populated town. A large dam structure is visible in the middle of the river, with a bridge crossing it. The surrounding area is a mix of residential buildings, roads, and some green spaces. The river's surface is bright, reflecting the sky.

第5回

勢田川等水面利用対策協議会

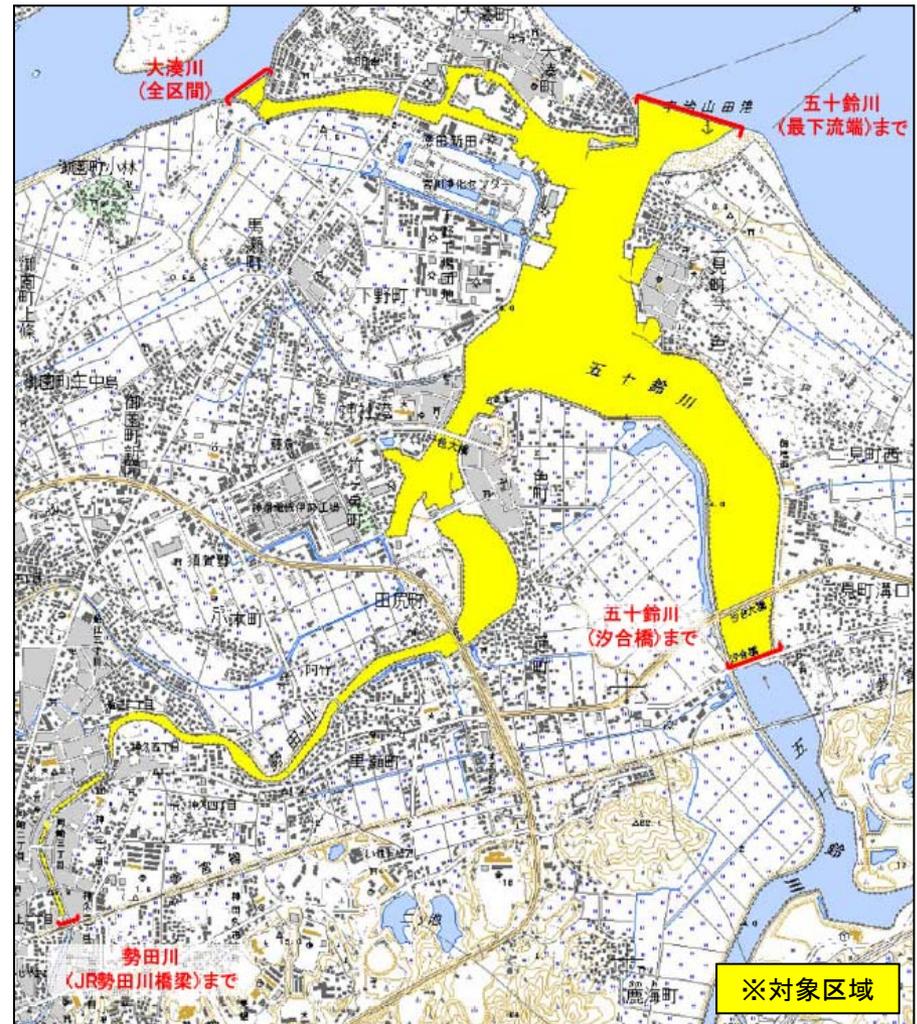
平成23年7月27日

(1) 前回までの協議事項

▼協議会において協議・検討していく基本事項(10項目)

- ①対象区域
- ②広報関係
- ③係留船舶実態調査
- ④強制的な撤去措置
- ⑤民間マリーナ調査
- ⑥暫定係留施設
- ⑦恒久的係留保管施設
- ⑧重点的撤去区域の設定(河川)
- ⑨放置等禁止区域の指定(港湾)
- ⑩条例制定の要否・可否について

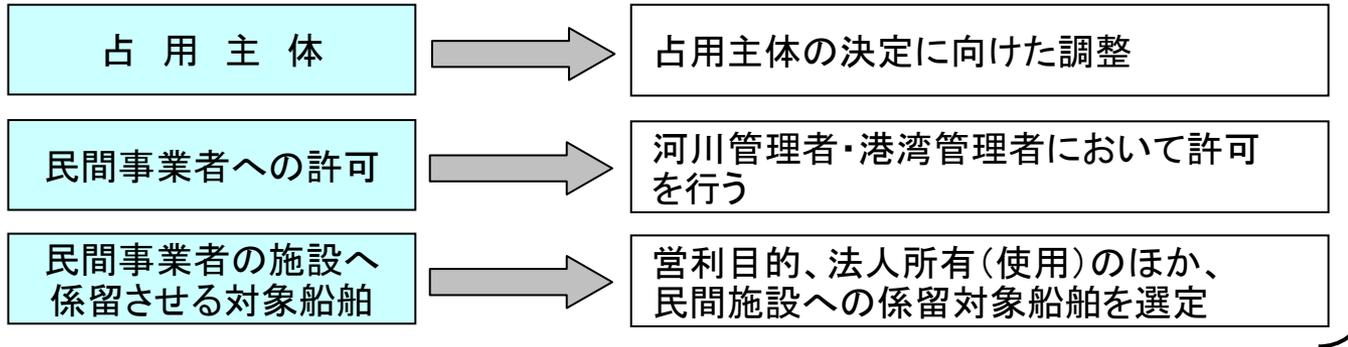
▼協議会対象区域



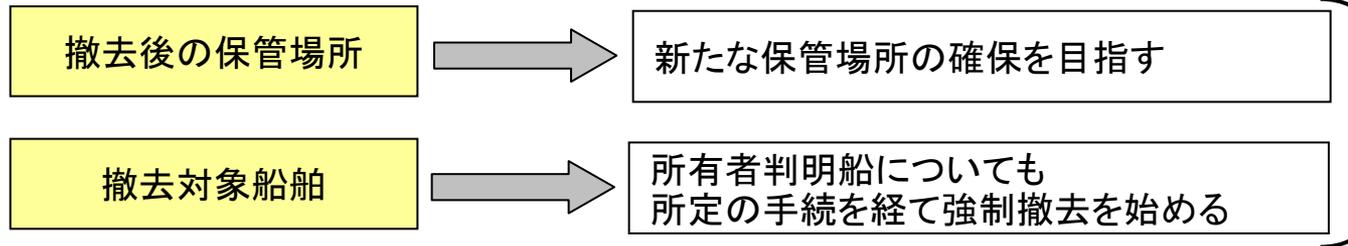
(1) 前回までの協議事項

▼今後の展開

●係留区域の設定



●重点的撤去区域の拡大(河川管理者)

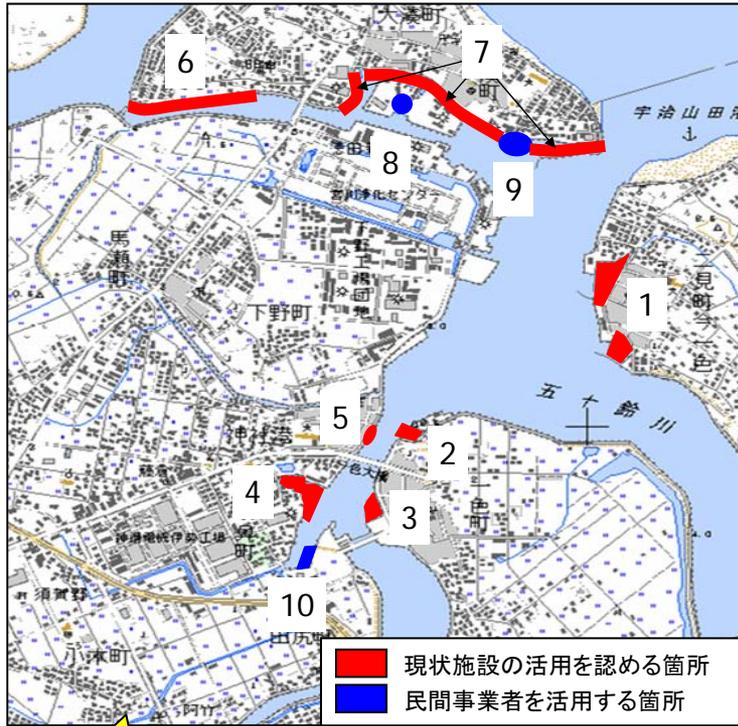


▼受け皿施設への対象船舶とする3条件

- ① 漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。
- ② 漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。
(船舶への登録番号の表示など)
- ③ 所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。

(1) 前回までの協議事項

▼係留場所の確保



今一色漁港区



一色町物揚場施設



一色町地先船溜まり



防潮水門下流左岸



伊勢市占用
神社「海の駅」



大湊川(宮川合流点側)



大湊川(五十鈴川合流点側)



占用手続き完了
ゴーリキマリンヴィレッジ



占用手続き完了
マリーナ伊勢



占用手続き完了
秀英工業

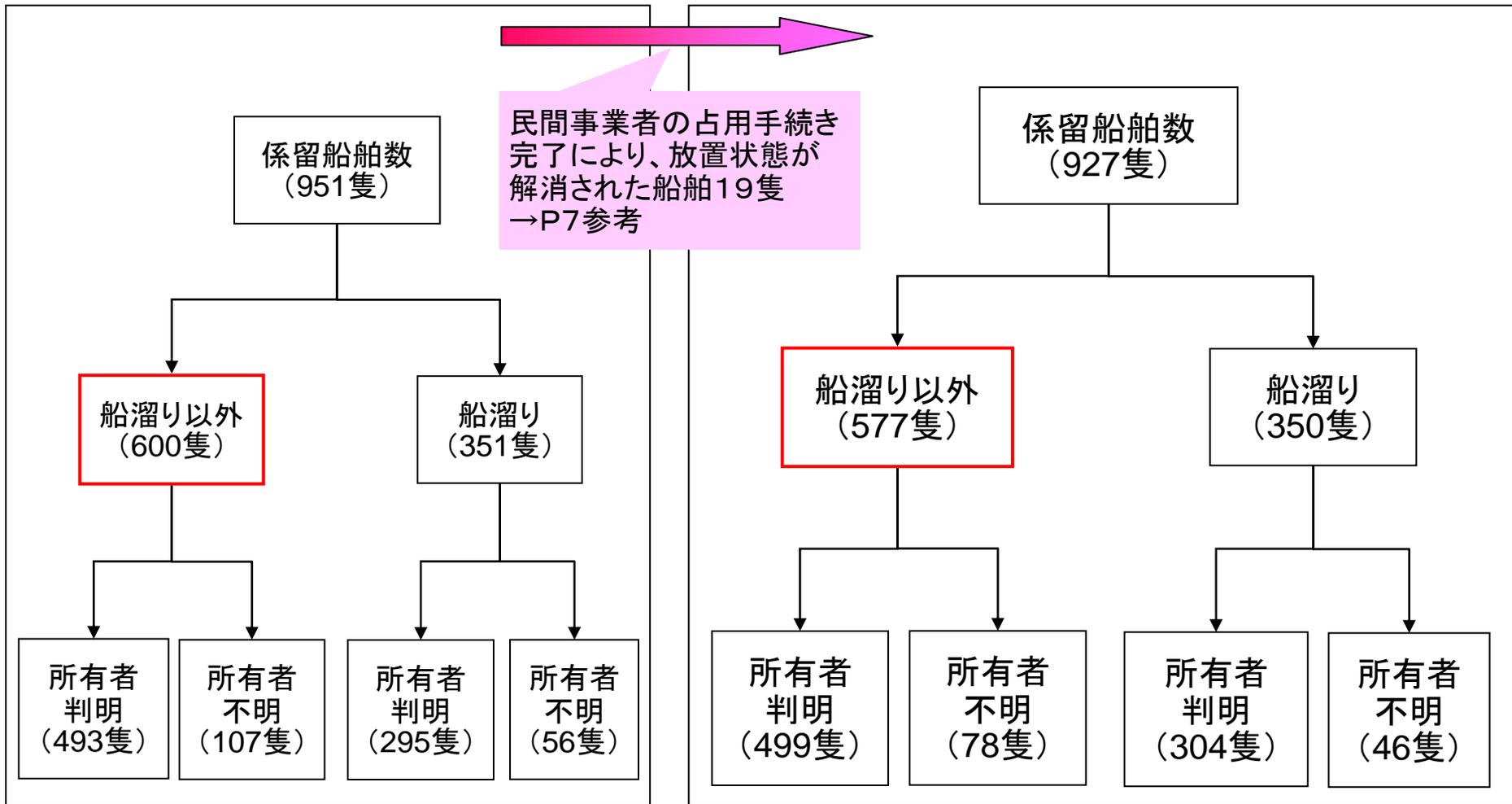
占有主体が決まり許可を受けるまでは、係留を認める区域とはならない。

(2) 報告事項

2) 係留船舶実態調査(更新)

▼平成22年1月調査結果

▼平成23年6月調査結果



(2) 報告事項

3) 係留場所の確保

民間の3施設について、占用手続きが完了しました。



ゴーリキマリンヴィレッジ

マリーナ伊勢

秀英工業



解消された放置船舶の数
(19隻)

(※神社「海の駅」2隻含む)

空き数(30隻)

空き数(5隻)

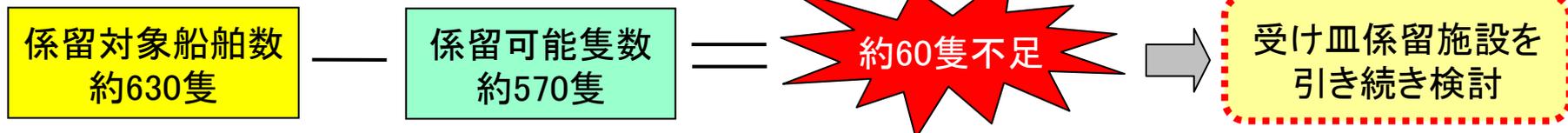
水面保管予定数
(18隻)

陸上保管の空き数
(40隻)

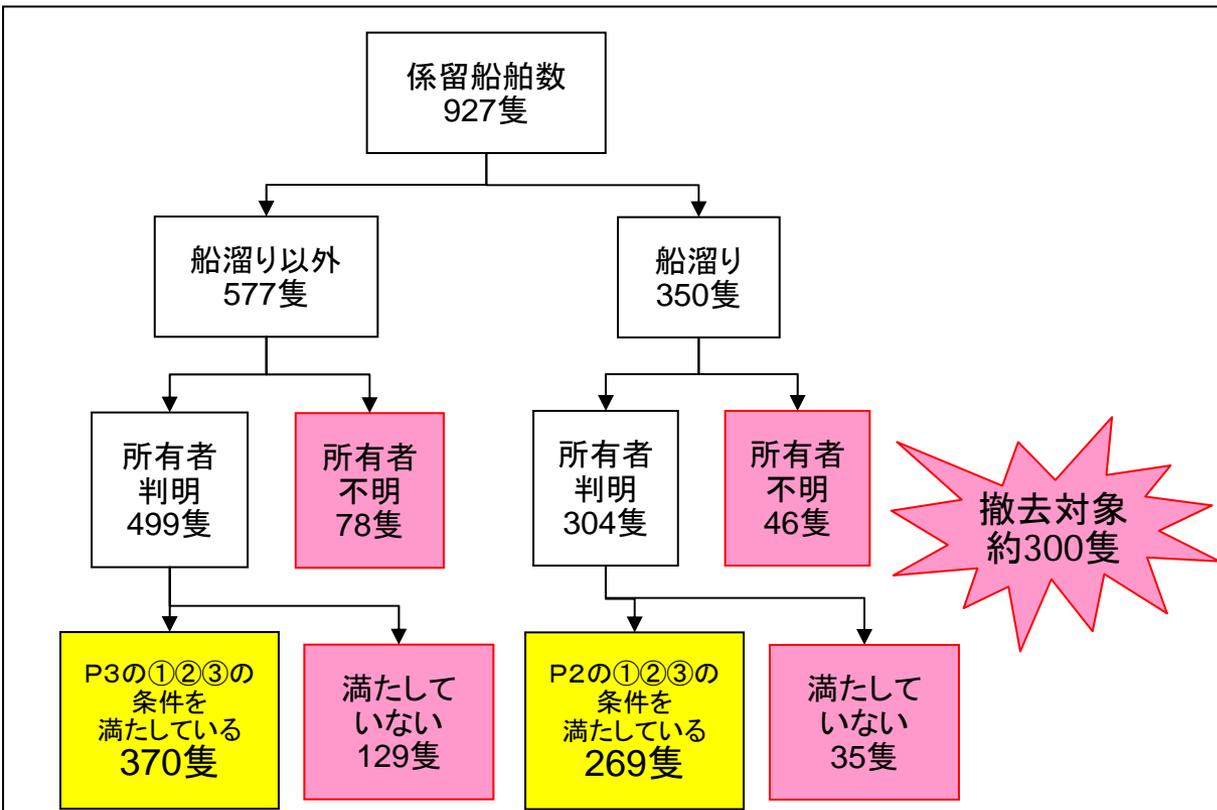
(2) 報告事項

3) 係留場所の確保

▼現在の状況



▼対象船舶の絞り込み



係留可能隻数の内訳	
〈現状施設〉	
1.今一色漁港区	約210隻
2.一色町物揚場施設	約10隻
3.一色町地先船溜まり	約50隻
4.防潮水門下流(左岸)	約100隻
5.神社「海の駅」	0隻
6.大湊川(宮川合流点)	約30隻
7.大湊川(五十鈴川合流点)	約80隻
〈民間事業者施設〉	
8.ゴーリキマリンヴィレッジ	約30隻
9.マリーナ伊勢	5隻
10.秀英工業	約60隻

※P2の①②③の条件を満たさない船舶は、現状施設(1~7)への係留を認めない。

(2) 報告事項

4) 広報関係

第4回協議会開催について

▼ 新聞記事

放置ボート対策
罰則規定強化へ
国交省、新年度から
港湾などに放置され
ているモーターボート
やヨットなどプレジヤ
ーボートについて、国
土交通省は二〇二一年
度から対策強化に乗り
出す。マリーナなど係
留施設の整備推進と、
違反すれば罰金の対象
になる放置禁止区域の
拡大を二本柱に据える
方針。船舶関係者らに
よる検討会で議論して
おり、三月末までに具
体策をまとめる。
国交省が〇六年に実
施した調査によると、
全国の港湾や河川、漁
港で確認できたプレジ
ャーボート二十二万七
千隻のうち、半数以上
の十一万六千隻が無許
可の係留など放置艇
(廃船を含む)だった。
国交省は新たな対策
として、係留施設の管
理・運営を民間企業な
どに委ねて整備促進や
効率化を図るほか、港
湾法などに基づく放置
禁止区域の指定拡大を
盛り込む予定。

中日新聞(H23.2.21)

▼ 三重河川国道事務所ホームページ

勢田川等水面利用対策協議会(第4回)

1 開催日:平成23年2月17日(木)

2 議事 [協議会資料\(PDF\)](#)

- (1) 前回までの協議事項
- (2) 報告事項
 - ① アンケート調査の実施
 - ② 強制的な撤去措置
 - ③ 広報関係
- (3) 協議・検討事項
 - ① 係留場所の確保(係留区域の設定)
 - ② 今後の強制的な撤去措置

3 今回の協議会において決定した事項

- 係留を認める区域の設定
係留を認める区域(10箇所)を決定しました。
ただし、占用主体が決まり河川管理者及び港湾管理者の許可を受けるまでは、係留区域とはなりません。
- 重点的撤去区域の拡大
所有者不明船のほか、水質事故発生のおそれのある所有者判明船などについても所定の手続きを経て強制撤去を行っていきます。



(2) 報告事項

4) 広報関係

重点的撤去区域設定(拡大)について

▼三重河川国道事務所のホームページ

トピックス・ニュース

- ▶ **勢田川の「重点的撤去区域」を拡大しました【公示】**
- ▶ 東北地方太平洋沖地震への対応について
 - 2011.4.04 ~被災現地へ緊急災害対策派遣隊TEC-FORCE (テック・フォース) 第3陣を派遣～
 - 2011.3.25 ~被災現地へ緊急災害対策派遣隊TEC-FORCE (テック・フォース) 第2陣を派遣～
 - 2011.3.21 ~被災現地へ緊急災害対策派遣隊TEC-FORCE (テック・フォース) を派遣～

過去のトピックス・ニュースはこちら

公 示

勢田川等不法係留船対策計画において、「重点的撤去区域」を次のように定めたので公示する。

関係図書は、三重河川国道事務所（河川占用調整課）に備え置いて縦覧に供する。

平成23年4月1日

国土交通省中部地方整備局長

- 河川名
 - 一級河川 宮川水系 勢田川
- 重点的撤去区域の範囲
 - 一級河川 宮川水系 勢田川
 - ① 勢田川大橋下流から0.2kp付近の河川区域
 - ただし、勢田川防潮水門下流については、河川中心線から左岸側を除く。(別添図書のとおり)
 - ② 3.6kp付近 伊勢市河崎2丁目地先の河川区域(別添図書のとおり)
- 設定時期
 - 平成23年 4月 1日
- 強制的な撤去措置に関すること
 - 河川管理者が個別に通知等する期限までに不法係留船(係留施設を含む)を自主的に河川区域外へ撤去又は、適法な係留・保管場所に移動させない場合は、法律に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

重点的撤去区域図はこちら

▼伊勢市のホームページ

勢田川等の重点的撤去区域が拡大されました

国土交通省三重河川国道事務所では、昨年4月1日に設定した勢田川等の重点的撤去区域を、平成23年4月1日に拡大しました。

重点的撤去区域に船舶を不法に係留している場合には、強制撤去の対象となります。詳しくは、国土交通省三重河川国道事務所のホームページをご覧ください。

問い合わせ先 〒514-8502 津市広明町297
 国土交通省三重河川国道事務所
 河川占用調整課 tel059-229-2218
<http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/>

ダウンロード
 ▶ [勢田川等重点的撤去区域図\(409KB\)\(PDF文書\)](#)

▼伊勢市の広報誌「広報いせ」

勢田川などの
重点的撤去区域を拡大

国土交通省三重河川国道事務所 (TEL059-229-2218)

同事務所では、不法係留船対策として、昨年4月、勢田川などの河川で重点的撤去区域(船舶を不法に係留している場合に強制撤去をする区域)を設定しましたが、この区域を、平成23年4月1日に拡大しました。

詳しくは、同事務所のホームページ(<http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/>)をご覧ください。

(2) 報告事項

4) 広報関係

重点的撤去区域設定(拡大)について

▼現地への公示



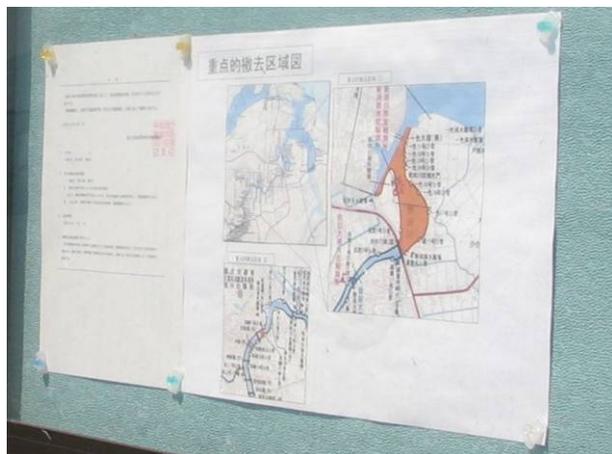
▼対象船舶所有者への注意喚起

お知らせ

ここは船舶等の重点的撤去区域です。
河川管理者が個別に通知等する期限
までに自主的に移動させない場合に
は、強制的な撤去措置を執ります。

[重点的撤去区域図]

勢田川等水面利用対策協議会
【連絡先】
国土交通省 三重河川国道事務所
宮川出張所
TEL. 0596-25-1018
国土交通省 三重河川国道事務所
河川古用調整課
TEL. 059-229-2218

The complex block contains a notice in Japanese, a map of the priority removal area, and contact information for the Seto River Water Surface Utilization Countermeasure Council. The map shows the Seto River with various points of interest and removal zones marked. The notice explains that this is a priority removal area and that boat owners are urged to move their boats voluntarily before a deadline, otherwise, compulsory removal measures will be taken.

4月1日、勢田川防潮水門右岸に公示

6月23日、6箇所に設置

(2) 報告事項

5) その他

▼東日本大震災の船舶被災状況



(3) 協議・検討事項

1) 今後の進め方について

係留場所の確保増

★併せて、3条件(P2)を満たした係留対象船舶を
占用許可施設へ誘導する。

➤係留先が民間事業者施設の
対象となる船舶

課題:

津波被害等を想定し、現状施設への係留対象とする船舶をどのように選定するか？

→係留対象とならなかった船舶を民間事業者へ
斡旋する

➤係留を認める区域の占用主体の決定

課題: 占用主体、管理主体などとの協議
(地方自治体、自治会、漁協など)

➤現状施設への係留を振り分け

課題:

係留対象船舶をどのように振り分けるか？

課題: 受け皿係留施設の不足

《占用許可施設》

- ・民間事業者(占用手続き完了)
(P3 8 ~ 10)
- ・現状施設 (P3 1 ~ 7)

(3) 協議・検討事項

1) 今後の進め方について

係留対象船舶の減

1. 緊急的対策

- ・沈廃船、老朽化船の撤去
- ・所有者判明・不明及び船種を問わず撤去

2. 段階的対策

- ・上記以外の船の撤去

【優先順位】

- (1) 所有者不明船
- (2) 船溜まり外でP2の条件①～③を満たさない船
- (3) 船溜まり内でP2の条件①～③を満たさない船

船舶所有者への撤去指導

強制的な撤去措置

《船舶の保管場所》

河川：勢田川排水機場

港湾：野積場

合計：約20隻

課題：保管場所の追加確保

(3) 協議・検討事項

1) 今後の進め方について

係留場所の確保増

課題

係留を認める区域(10箇所のうち残り6箇所)の占用主体及び管理主体を決める必要がある。

課題

現状施設(係留可能隻数:約490隻)への係留を認める船舶をどのように選定するか、その上で対象とならなかった船舶を民間事業者へ斡旋する。

課題

受け皿となる係留施設が約60隻不足しており、その確保が必要である。

課題

係留場所を振り分ける際には、それぞれの施設の特徴を考慮した上で、占用主体、管理主体と協議をしていく必要がある。

課題

撤去対象約300隻の強制的な撤去措置を段階的に進めるが、現段階では、船舶の保管場所が約20隻分しかない。撤去措置を早急に進めるためには、保管場所を追加確保する必要がある。

係留対象船舶の減

(3) 協議・検討事項

2) 係留場所の確保

▼現状施設と民間事業者施設への係留方針

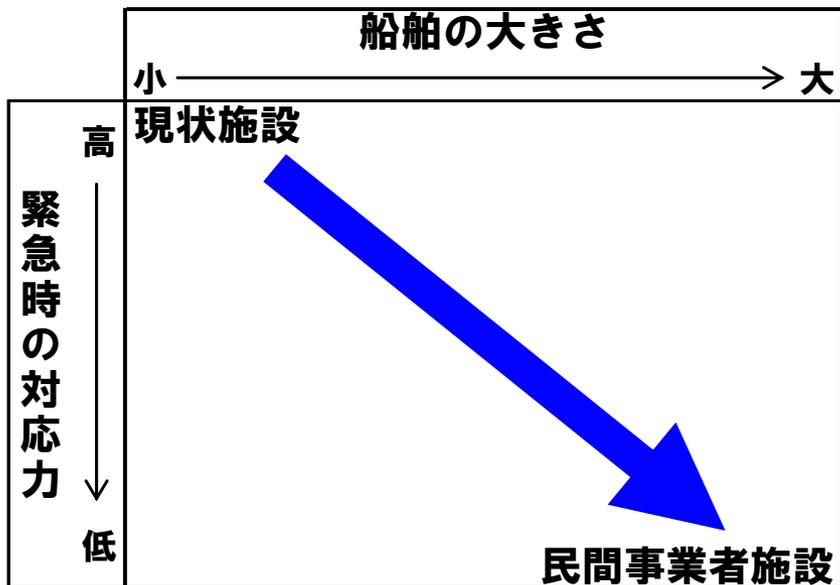
現状施設

- ・小さな船舶をできるだけ数多く係留し、往来しやすくする。
- ・緊急時、迅速に陸揚げ等の対応が可能な船舶を係留する。

民間事業者施設

- ・喫水の深い大きな船舶を係留する。
- ・緊急時の陸揚げ等の対応に時間を要する船舶を係留する。

▼係留方針イメージ



(解説)

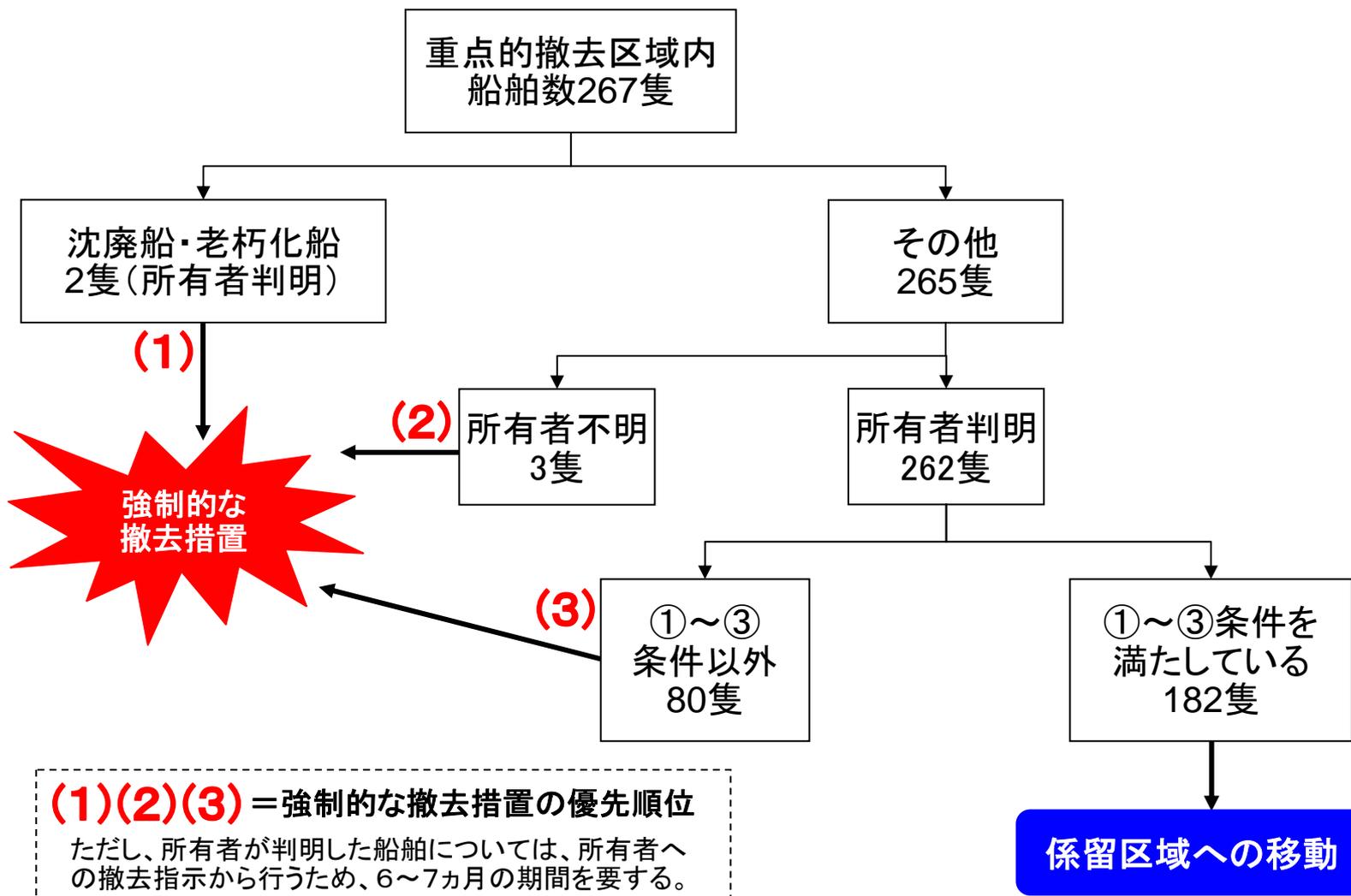
1. 現状施設に比して、民間事業者施設の方が、管理水準が高く、大きな船舶も係留可能である。
2. 流水阻害の大きさ、水質事故発生時の被害の大きさ、あるいは洪水・高潮・津波時に堤防、民家等に与える被害の大きさ等は、基本的に船舶の大きさに比例して大きくなるが、一方で、緊急時の対応力(係留場所と自宅が近い等)が高ければ、小さくできる場合もある。

(3) 協議・検討事項

3) 強制的な撤去措置

河川管理者による
強制的な撤去措置

▼重点的撤去区域内における撤去措置の流れ



(3) 協議・検討事項

3) 強制的な撤去措置

河川管理者による強制的な撤去措置

▼警告書設置による自主撤去等の状況



撤去済



自主撤去予定



自主撤去予定



自主撤去予定



自主撤去予定



撤去済



撤去済



自主撤去予定



自主撤去予定



自主撤去予定



自主撤去予定



(3) 協議・検討事項

3) 強制的な撤去措置

河川管理者による強制的な撤去措置

▼今回の強制的な撤去措置について



指示書(沈廃船)



公告



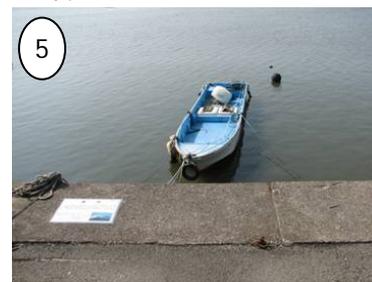
指示書(沈廃船)



公告



公告



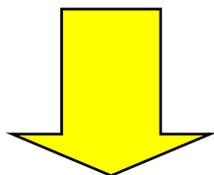
公告



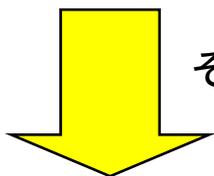
(3) 協議・検討事項

4) 放置等禁止区域の指定

占有主体、管理主体の決定



放置等禁止区域の指定



その後

①～③の条件を満たさない船舶への強制的な撤去措置

- ・**放置等禁止区域の指定**は、係留場所及び放置船舶解消の見通しの整った場所ごとに指定。
- ・①～③の条件を満たさない船舶への撤去命令、強制的な撤去措置は、**放置禁止区域指定**後に実施。

放置等禁止区域とは……

港湾法第37条の3の規定に基づき、みだりに船舶その他指定した物件を捨て、又は放置することを禁止する区域をいいます。

所有者不明船及び沈没船等の処理は、随時実施

(4) その他

▼今後の予定

